

身体拘束の適正化にむけて (演習)

社会福祉法人 大府福祉会
あけび苑施設長 平林政明

この時間で学ぶこと

- 身体拘束を実施している事例を通して、
 - ① 同意等の手続や身体拘束の3要件を確認する。
 - ② 行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

身体拘束はなぜ問題なのか？

- ① 障害の有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、**身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障害者の能力や権利を奪うこと**につながりかねない行為です。
- ② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、**関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害**、意思に反して行動を抑制されることによる**不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害**をもたらします。
- ③ このことは**家族にも大きな精神的苦痛**となるとともに、**職員等は問題解決の手段として、安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く**等の悪循環を引き起こすこととなります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する**基準**」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(身体拘束等をやむを得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要)

- ① **切迫性**：利用者本人又は利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。
- ② **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

* さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(やむを得ず身体拘束を行うときの手続き)

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、**個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する**必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載**します。これは、**会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していく**ために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜**利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要**です。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録**します。

個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち体で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） サービス管理責任者 生活支援員	+ 評価
------------	---	------------------------------------	---	----------------------

個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

身体拘束の3要件に該当しなくなったら すぐに解除

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「**緊急やむを得ない場合**」に該当するかどうかを**常に観察し、再検討し**、3要件に**該当しなくなったら、直ちに拘束を解除**します。
- この場合には、実際に**身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要**とされています。

ロールプレイ 事例①「居室の施錠」

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。職員が間に入ることでなんとなくやり過ごしていましたが、入所から5ヶ月ほど経過すると誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい他害を防ぐことが困難になってきました。また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし、職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに課題行動を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせるしまう事故が発生しました。勤務していた3人の職員はその場で話し合い、**Yさんを居室に誘導して施錠**しました。

その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

①玄関前の居室へ引っ越す（本人の用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーティションを配置して環境を分離した）。

②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。

③職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいためYさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。

④利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）ユニットに入る際には、**本人を居室へ誘導**してパーティションを立て、合わせて**居室の施錠対応**することとした。

行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことを統一した。

ロールプレイ役割設定②

①家族に対して、どのような手順で、どのような内容を伝えるかグループで話し合う。(個人ワーク5分、グループワーク15分)

(どのような手順で、どのような内容を家族に伝えるか)

-
-
-
-
-

ロールプレイをやってみよう（15分）

- ①サービス管理責任者役、生活支援員役は身体拘束について説明をして、同意を得る。

- ②家族役は、基本姿勢として身体拘束について同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を通す。

- ③任意の参加者の管理者役はとにかく同意をしてもらわないと困るというスタンス。相談支援専門員役は利用者擁護の観点から他の方法がないか質問。

ロールプレイの感想を述べあう（10分）

- ① サービス管理責任者役、生活支援員役は家族への説明を実施して、難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。
- ② 家族役は事業所側からの説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。

ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い直そう

- 身体拘束は行う理由として、障害者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合がほとんどだと思います。しかし、**その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していること**を、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。
- 家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と **日頃からの家族との関係性作りが重要**です。

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

- ①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る（徘徊中に転倒し、骨折やケガの恐れあり）

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 3分)

(グループワーク 5分)

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着ける

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 3分)

(グループワーク 5分)

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

③集団活動中にイライラして隣の人を叩くことが頻繁にあるので、他者を叩こうとしたら手を押さえ、複数人で手を引いたり体を押ししたりして部屋の外に出てもらおう。

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 3分)

(グループワーク 5分)

身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

1. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言われることがある。

- 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- 転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険行為な行動
- かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- 姿勢の崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、**支援する側の関わり方や環境に問題があることも**少なくない。したがって、**その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要**であり、**そうすれば身体拘束を行う必要もなくなる**のである。

身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

2. 5つの基本的ケアを徹底する

- そのためには、まず、基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。**①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する（アクティビティ）**という5つの基本的事項について、**その人にあった十分なケアを徹底する**ことである。
- 例えば、「③排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできないといった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。

身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

- 身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における**支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけ**となりうる。
- 「身体拘束廃止」を**最終ゴールとせず**、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、**よりよい支援の実現に取り組んでいく**ことが期待される。

障害者や家族の立場の理解

- 知的障害等で言葉の**コミュニケーションが難しい人は、虐待を訴えることができない。**
- 入所施設にいた障害者は、「**職員の顔色を見て生活していた**」と言う。
- 障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、施設の職員に**思っていることを自由に言えない立場**に置かれている。

私たち支援者は、**障害者や家族がこのような意識を働かせていることを常に自覚し**、虐待の防止に取り組む必要がある。

「切迫性」の理解

●切迫性の要件・・・

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらさせる可能性が著しく高いことが要件。

●切迫性の判断・・・

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

◆そもそもその行動を制御する必要があるのか？（課題行動の理解、行動の意味の理解）

➡事業所、支援者の理解を超えた行動の全てを、**利用者の「課題」と捉え**制御している

⇨「余計なお世話」であり行き過ぎると「権利侵害」

⇨その行動で本人のQOL（生活の質）が著しく下がるのか

⇨その行動で通常得られる権利（社会参加、経済活動、学習の機会など）が得られなくなるのか

➡事業所、支援者の理解を超えた行動を、**利用者なりの「意思の表出」と捉えない**

⇨ご本人の望む環境にはつながらず、その行動を「課題」として制御し、行き着くと「権利侵害」

虐待防止と身体拘束適正化に向けて

私が考える、大切なことは・・・

- ・ **利用者さんの尊厳の尊重**

- そのままの存在の尊重

- 選択と意思の尊重

- その方の生活習慣や価値基準の尊重

- ・ **ホスピタリティの意識**

- ・ **支援力の向上**

- 知識・技術・感情のコントロールなど

- ・ 職員同士で**話し合える風通しの良い組織**

- 利用者支援のこと、苦勞や悩み、もちろん嬉しかったことも